

## 提出された御意見及びそれに対する考え方

No.	該当箇所	ご意見・ご要望等	回 答
1	第1 (1) ②	<p>「②一元的な調達情報の提供」に関し、特に「役務の提供等」に係る「資格の種類及び調達する物品等」の区分けの明確化を求める。</p> <p>標記の計画案の趣旨については、原則的に賛成であるが、システム化され効率化されることにより、結果として調達対象品目等の画一化につながりかねないリスクを回避するため、各府省庁等の調達に係る業務区分の適正な見直しを要望する。</p> <p>法令等による資格業務は、専門的能力を持たないものが業務を行うことによって依頼者の安心・安全を損ねる恐れがあることから、これを排除するとともに、当該業務を行う専門資格者には、判断等の独立性を確保させる必要がある。法令等に規定される国家資格者のみが行い得る業務が、非資格者によっても行い得る業務と混在した形で入札・開札を許すことになるシステム化は、法令違反を助長する恐れがあると懸念している。</p> <p>システム化の前提となる一般競争入札参加資格における業務区分を再検討し、国家資格者の業務に非資格者が参入することがないように各府省庁との慎重な調整を図られた上で、システム最適化の推進をお願いしたい。</p>	<p>入札参加資格については、調達総合情報システム側の範疇であり、本最適化計画の対象範囲となっていません。</p>
2	第2 1. (5)	<p>電子調達システムに参加する企業等のサポート方法について提案いたします。</p> <p>エンドユーザーへのサポートに関しては、システ</p>	<p>定期的な連絡会等の開催は予定していませんが、必要に応じて情報共有を行っていきたいと考えています。</p>

		<p>ム運営主体と電子認証事業者の二つに分かれることとなるが、二者間で情報共有が行われていない場合、ユーザーが求める情報がいずれか一方に偏る等の弊害が生じ、ユーザーに不便を強いることとなります。</p> <p>現在、広く公共事業調達に利用されている電子入札コアシステムでは、大企業～中小企業までの幅広いユーザー層に対応するため、システム運用主体（発注機関）と電子証明書を発行する電子認証事業者との間の連絡会等を定期的に開催し、問題の共有化や解決を図るとともに、システムリリース時の動作検証作業やユーザーへの案内等を連携して実施するなど緊密な連携をとっており、今日までの普及に大きく貢献してきました。</p> <p>つきましては、システム運用主体と電子認証事業者間の情報共有を図る場を設けることが、本文にある「中小企業が混乱なく対応できるよう配慮する」という観点からみても非常に有効なことと考え提案いたします。</p>	<p>また、認証局につきましても、幅広く対応できるように検討しており、リリース時の動作検証作業等において連携を図っていきたいと考えています。</p>
3	第2 5.	<p>情報システムの安全性・信頼性の確保について、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ技術的セキュリティ及び人的・物理的セキュリティの対策を講じるとの規程が設けられており非常に重要な点を明示されております。</p> <p>今回の最適化計画では第3（2）項のようにバックオフィス連携を視野に入れ、電子情報の二次利用を含めた、保管と活用（公開も含む）を図るための電子政府統一システムの一部となるとみられることから、電子情報の受付のみで無く、その保管・利用に際しても安全性・信頼性を確保出来る情報システムである必要があります。</p>	<p>システム構築に当たっては、安全性・信頼性を確保し、安心して利用できるシステムを構築します。タイムスタンプ技術等については、費用対効果も考慮し、導入について検討していきたいと考えています。</p>

		<p>この為、電子データの完全性を担保する予防措置を情報システムにおいて講ずべき対策としてタイムスタンプ等具体的技術方策を紹介して記載する必要があると考えます。</p> <p>電子データの完全性を担保する技術として、電子情報に対して第三者による時刻認証の仕組みであるタイムスタンプ技術が確立されています。</p> <p>タイムスタンプは電子情報発生時に付与することで、その時点で電子データの存在していたこととその後改ざんされていないことが検証できる技術です。</p>	
--	--	---	--